

柏崎市議会災害時の対応マニュアル

災害とは、「大震災」はもとより、「台風等風水害」「豪雪」「竜巻」「津波」等をいう。

議会及び議員は、状況に応じ「柏崎市議会災害時行動マニュアル」に従う。

市の災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置された場合、**議員（以下「本部員」という。）**及び議会事務局は次のとおり対応する。なお、**議長（以下「本部長」という。）**は、**副議長（以下「副本部長」という。）**等と協議の結果、柏崎市議会災害対策支援本部（以下「議会支援本部」という。）を速やかに設置することとし、**本部員**及び議会事務局職員は、議会支援本部の指示に基づき対応するものとする。

また、議会支援本部は、災害対策本部の解散を受けて、本部役員会議を開催し、活動の総括を行った後、解散を決定するものとする。

- 1 事務局長は、災害対策本部が設置された旨を**本部長及び副本部長**に連絡する。
- 2 連絡を受けた**本部長及び副本部長**は、速やかに市役所に登庁するものとする。
- 3 事務局長は、災害対策本部の災害情報等を**本部長及び副本部長**に報告の上、随時各**本部員**に情報提供を行う。
- 4 各本部員が地域で収集した情報は、**議会支援本部に報告し、情報の一元化を図る。**
- 5 報告された情報は、**本部長及び副本部長**が整理し、必要に応じて災害対策本部に提供する。
- 6 議会支援本部は、必要に応じて**本部員**の招集を行う。

経過

平成25年1月23日議会運営委員会決定
